

議案第 16 号

越前市あいぱーく今立設置及び管理条例の制定について  
越前市あいぱーく今立設置及び管理条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市あいぱーく今立設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民交流の場の提供、にぎわいの創出及び地域の振興を図るため、越前市あいぱーく今立（以下「あいぱーく今立」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 あいぱーく今立は、越前市粟田部町第 9 号 1 番地の 9 に置く。

(施設)

第 3 条 あいぱーく今立には、次に掲げるものを置く。

(1) 越前市今立総合支所（越前市役所支所及び出張所設置条例（平成 17 年越前市条例第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する支所をいう。）

(2) あいぱーく今立の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設に該当するものとする。以下「市民交流施設」という。）

ア 多目的ホール

イ 大会議室

ウ 中会議室

エ 小会議室

オ 調理室

カ ふれあい広場

キ 市民利用供用部

(ア) エントランスホール

(イ) 交流ホール

(ウ) 子ども広場

(エ) コミュニティーホール

2 あいぱーく今立は、越前市今立総合支所及び市民交流施設の相互の連携を図り、総合的に管理するものとする。

3 越前市今立総合支所の設置及び管理については、この条例に定めるもののほか、越前市役所支所及び出張所設置条例その他の別に定めるところによる。

(開館時間等)

第4条 市民交流施設（ふれあい広場を除く。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 ふれあい広場の供用時間は、終日とし、市長が特に必要があると認めたときに限り、供用しない日を設けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、第1項の開館時間及び休館日並びに前項の供用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 市民交流施設のうち、第3条第1項第2号アからカまでに掲げる施設を使用しようとする者（ふれあい広場にあつては、ふれあい広場の全部又は一部を独占して使用しようとする者に限る。）は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可をするときは、市民交流施設の管理及び運営上必要な条件を付すことができる。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外に市民交流施設を使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可は行わないものとする。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) あいぱ一く今立の建物、附属設備、備品等（以下これらを「建物等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民交流施設の管理及び運営上支障があると市長が認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市民交流施設の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

（使用料）

第8条 市民交流施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないとき又は市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、使用許可を受けた市民交流施設の使用を終えたときは、直ちに一切を原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定は、第7条の規定により使用許可を取り消された場合又は使用を制限された場合に準用する。

(入場の制限)

第 1 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、あいぱーく今立への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがある者
- (3) 建物等を毀損し、又は汚損するおそれがある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、あいぱーく今立の管理及び運営上支障があると市長が認める者

(損害賠償等)

第 1 2 条 建物等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出て、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 第 7 条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、市は賠償の責めを負わない。

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 9 月 2 5 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による市民交流施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第 8 条関係)

市民交流施設使用料

1 施設使用料

区分	基本使用料 (1 時間当たり)
多目的ホール (全面)	4 0 0 円
多目的ホール (2 / 3 面)	2 5 0 円
多目的ホール (1 / 3 面)	1 5 0 円

大会議室	200円
中会議室	100円
小会議室	100円
調理室	100円
ふれあい広場	400円

備考	
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。	
2 市外の者が使用する場合は、施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。	
3 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、基本使用料（前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額）の20倍額とする。	

## 2 設備使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
冷暖房設備（冷房又は暖房を使用する場合に限る。）	使用する施設に係る前項の表に定める基本使用料の2割に相当する額

備考	
使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。	

議案第 17 号

越前市役所支所及び出張所設置条例の一部改正について

越前市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

越前市役所支所及び出張所設置条例（平成 17 年越前市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表越前市今立総合支所の項中「越前市栗田部町第 11 号 35 番地」を「越前市栗田部町第 9 号 1 番地の 9」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

議案第 18 号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市職員の給与に関する条例(平成 17 年越前市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 85」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 40」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 45」を加える。

附則第 17 条中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 1.275」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 1.425」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは」に改め、「100 分の 85」の次に「、12 月に支給するときは 100 分の 95」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	級号給	給料月額							
		(単位：円)							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用	1	142,600	191,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
職員以 外の職 員	2	143,700	193,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	195,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	197,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	198,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	200,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	202,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	204,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	205,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	

24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	

52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		

80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
94		294,400	342,200					
95		294,800	342,700					
96		295,200	343,100					
97		295,400	343,200					
98		295,700	343,700					
99		296,100	344,100					
100		296,500	344,400					
101		296,700	344,700					
102		297,000	345,100					
103		297,400	345,500					
104		297,700	345,900					
105		297,900	346,400					
106		298,200	346,800					
107		298,600	347,200					

108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用 職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	

第2条 越前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「及び第31条」を「及び第31条第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第17条中「、6月に支給する場合には、100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425」を「100分の1.35」に、「、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95」を「100分の90」に改める。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例(平成17年越前市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(平成27年越前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の越前市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は平成29年4月1日から、第3条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例(次条において「改

正後の市長等給与条例」という。)の規定及び平成29年12月に期末手当を支給された者のうち教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例附則第2項の規定による廃止前の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(平成17年越前市条例第50号)の適用を受けていたものについては、教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例附則第3項の規定にかかわらず、第5条の規定による改正後の教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(次条において「改正後の教育長給与条例」という。)の規定を適用し、その規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の越前市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年越前市条例第5号。以下この条において「平成28年給与改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第3条の規定による改正前の市長等の給料その他の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例附則第2項の規定による廃止前の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成28年給与改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)、改正後の市長等給与条例の規定による給与又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 19 号

越前市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

越前市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市職員の退職手当に関する条例 (平成 17 年越前市条例第 54 号)

の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

(越前市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 越前市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成 18 年

越前市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

越前市印鑑条例の一部改正について

越前市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市印鑑条例の一部を改正する条例

越前市印鑑条例（平成 17 年越前市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を削る。

第 15 条の 2 中「第 14 条」を「前条」に、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の発行を受けている」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の 2 号を加え、同条を第 15 条とする。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の発行を受けている者
- (2) 廃止前の自動交付機（福井県丹南広域組合の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末装置をいう。）による証明書交付アプリケーションを搭載している者

第 16 条第 1 項及び第 18 条第 3 項第 2 号中「及び第 15 条」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
（越前市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正）
- 2 越前市個人番号カードの利用に関する条例（平成 27 年越前市条例第 25 号）

の一部を次のように改正する。

附則第5項の表中

「

第16条第1項	個人番号カード印鑑登録者	識別カード印鑑登録者
	第14条第1項及び第15条	第15条
	個人番号カード	識別カード
第16条第2項	第8条第3項に規定する個人番号カード印鑑登録者	第15条に規定する識別カード印鑑登録者

を

「

第16条第1項	個人番号カード印鑑登録者	識別カード印鑑登録者
	個人番号カード	識別カード

に

改める。

別表1の項中「自動交付機(福井県丹南広域組合の電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置をいう。)」を「多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)」に、「及び資産証明書」を「、資産証明書、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写し」に改め、同表2の項中「自動交付機」を「多機能端末機」に改める。

議案第 2 1 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 1 8 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充

てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第2号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 22 号

越前市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

越前市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

越前市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年越前市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

越前市国民健康保険条例の一部改正について

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険条例（平成 17 年越前市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 越前市が行う国民健康保険の事務

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

越前市介護保険条例の一部改正について

越前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市介護保険条例の一部を改正する条例

越前市介護保険条例（平成 18 年越前市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条の 9」を「第 6 条の 12」に、「第 6 条の 10」を「第 6 条の 13」に改める。

第 6 条の 8 第 4 項中「老人介護支援センター」の次に「（以下「老人介護支援センター」という。）」を加える。

第 6 条の 10 を第 6 条の 13 とし、第 6 条の 9 の次に次の 3 条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格）

第 6 条の 10 法第 79 条第 2 項第 1 号の規定により定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援の事業の基準）

第 6 条の 11 指定居宅介護支援の事業は、要介護者である利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される

指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、越前市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 法第81条第1項の規定による指定居宅介護支援事業に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同条第2項の規定による指定居宅介護支援事業に係る運営に関する基準は、前5項の規定に適合するように規則で定める。

（基準該当指定居宅支援の事業の基準）

第6条の12 前条の規定は、法第47条第1項第1号の規定による基準該当指定居宅支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同条第2項の規定による指定居宅介護支援事業に係る運営に関する基準について準用する。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第6号ア中「以下この条において同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改める。

第21条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市介護保険条例第7条の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正について  
越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条  
例

越前市福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例（平成 24 年越前市条例  
第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 2 の 2」に改める。

第 5 条中「第 6 条の 2 第 1 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 1 項」に、「児童福祉法  
に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児  
童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に  
改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

越前市越前打刃物振興施設設置及び管理条例の制定について  
越前市越前打刃物振興施設設置及び管理条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市越前打刃物振興施設設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、越前打刃物技術の後継者を育成しその越前打刃物技術の保存継承を図るとともに、越前打刃物の歴史及び工芸文化を発信し越前打刃物産業の振興に寄与するための施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市越前打刃物振興施設	越前市池ノ上町第 48 号 6 番地の 1

(開館時間及び休館日)

第 3 条 越前市越前打刃物振興施設（以下「振興施設」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 休館日

ア 毎週火曜日

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 市長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは閉館することができる。

(業務)

第 4 条 市長は、振興施設において、次の業務を行う。

- (1) 越前打刃物技術の後継者の育成
- (2) 越前打刃物の歴史及び工芸文化に関する情報の発信
- (3) 越前打刃物の歴史及び工芸文化に関する資料の収集、保管及び展示
- (4) 振興施設の施設又は設備（機器を含む。以下同じ。）の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、振興施設の設置目的達成のために必要な業務（入館の制限）

第5条 市長は、入館者又は入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
  - (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがある者
  - (3) 建物、設備、展示品等を毀損するおそれがある者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、振興施設の管理上支障があると市長が定める状態にある者
- （使用の許可）

第6条 次に掲げる者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 振興施設の工房棟の作業場に入室しようとする者
- (2) 振興施設の工房棟の作業場の設備を使用しようとする者
- (3) 振興施設の研修棟を使用しようとする者

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、振興施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該目的以外に振興施設を使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

4 市長は、第3条第1項又は第2項の規定による開館時間外の時間であっても規則で定めるところにより使用許可を行うことができる。

5 前各項に定めるもののほか、振興施設の使用の許可に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用の不許可）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、前条第1項の規定によ

る許可は、行わないものとする。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 建物、設備、展示品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - (3) 爆発物又は危険物を取り扱うとき（振興施設の設備を通常の用法で使用する場合を除く。）。
  - (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
  - (5) 前各号に掲げるものほか、振興施設の管理上不相当と市長が認めるとき。
- （使用許可の取消し等）

第 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、振興施設の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるものほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

（使用料）

第 9 条 振興施設を使用する者は、別表に定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないとき又は市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第 10 条 市長は、公用その他特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第 11 条 使用者は、振興施設使用の際特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第 12 条 使用者は、工房棟の作業場の機器の使用又は研修棟の使用が終わったときは、直ちに原状に回復し、市長の点検を受けなければならない。

2 前項の規定は、第8条の規定により使用許可を取り消された場合又は使用を制限された場合に準用する。

(損害賠償等)

第13条 入館者は、その責めに帰すべき事由により、建物、設備、展示品等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、市は賠償の責めを負わない。

(管理の代行)

第14条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に振興施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、この条例の規定中「使用料」を「利用料金」と読み替え、利用料金は指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う振興施設の管理業務は、次のとおりとする。

(1) 振興施設の維持管理に関する業務

(2) 市長の承認を受け、臨時に振興施設の開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは閉館すること。

(3) 振興施設の使用許可及び利用調整に関する業務

(4) 振興施設の設備の使用に関する指導業務

(5) 別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受け、利用料金を変更し、又は割引すること。

(6) 振興施設の利用料金の徴収に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条から第12条まで及び別表の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第4項中「第2項」とあるのは「第15条第1項第2号」として、これらの規

定を適用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

別表（第9条関係）

越前市越前打刃物振興施設使用料

1 施設使用料	
区分	金額（1時間あたり）
研修棟	400円
展示棟	無料
工房棟	無料
2 冷暖房使用料	
区分	金額（1時間あたり）
冷暖房設備（冷房又は暖房を使用する場合に限る。）	施設使用料の2割に相当する額
3 設備使用料	
区分	金額（1時間あたり）
ベルトハンマー	300円
シャーリング	150円
フラッシュバット溶接機	1,000円
グラインダー	150円
マッフル電気炉	300円
ソルトバス電気炉	1,200円
焼戻し炉	300円
バレル洗い機	150円
縦型電動研ぎ機	150円

横型電動研ぎ機	150円
バフ研磨機	150円
ボール盤	150円
備考	
<p>1 営利目的に使用する場合は、施設使用料は、施設使用料の3倍額とする。ただし、越前打刃物業に関し使用されると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。</p> <p>3 この表により難い使用料は、その都度市長が定める。</p> <p>4 市長は、設備を使用する者から使用料のほか、その設備の使用に要する実費を規則の定めるところにより徴収することができる。</p> <p>5 越前打刃物技術の後継者がその技術の研さんのために使用する場合の使用料（冷暖房使用料を除く。）は、無料とする。</p> <p>6 市若しくは市教育委員会又は指定管理者の主催事業で使用される場合の使用料は、無料とする。</p> <p>7 この表の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

議案第 27 号

越前市都市公園条例の一部改正について

越前市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市公園条例の一部を改正する条例

越前市都市公園条例（平成 17 年越前市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 1 条の 4 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 多目的広場（人工芝コート）

別表第 1 中 3 の項から 17 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 武生中央公園多目的広場（人工芝コート）

別表第 4 第 2 項の表の次に次の 1 表を加える。

3 その他の附属施設

使用区分		平 日		土曜日・日曜日・ 休日
		午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
会議室	1 時間 につき	100 円	200 円	200 円

シャワールーム	1回につき100円
<p>摘要</p> <p>1 冷房又は暖房時の使用料は、各使用料の2割増しとする。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p>	

別表第12を次のように改める。

武生中央公園・今立中央公園

1 多目的広場使用料

武生中央公園

個人使用料（人工芝コート4分の1面につき）			
区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
中学生以下	50円	70円	70円
高校生	70円	100円	100円
一般	150円	200円	200円
専用使用料（人工芝コート4分の1面につき）			
区分	午前9時から正午まで	2,000円	
	正午から午後5時まで	3,000円	
	午後5時から午後10時まで	3,000円	
<p>摘要</p> <p>各使用区分の時間未満の使用については、これを全時間使用するものとみなす。</p>			

今立中央公園

種類	区分	金額
無料試合及び練習	30分間につき	250円
有料試合	30分間につき	1,000円
<p>摘要</p> <p>30分未満の使用は、30分間とみなす</p>		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項並びに別表第1、別表第4及び別表第12の改正規定は、平成30年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の越前市都市公園条例の規定による使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 28 号

越前市営住宅条例の一部改正について

越前市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市営住宅条例の一部を改正する条例

越前市営住宅条例（平成 17 年越前市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 15 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 38 条及び第 39 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

財産の無償貸付けについて

次の財産を無償で貸し付けるものとする。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 無償貸付けをする財産の内容

土地 所在地 越前市府中三丁目 1 字 13 番 3 ほか 1, 361 筆

地 目 鉄道用地ほか

地 積 209,069.71 平方メートル

2 無償貸付けの相手方

越前市北府二丁目 5 番 20 号

福井鉄道株式会社

3 無償貸付けの理由

福井鉄道福武線の再建支援のため、本市、福井市及び鯖江市が平成 21 年 3 月 4 日に取得し、同日より福井鉄道株式会社に無償で貸し付けてきた鉄道用地について、平成 30 年 3 月 31 日で貸付期間が満了となるため、福井鉄道交通圏地域公共交通網形成計画に基づき、引き続き無償で貸し付けることにより、福井鉄道福武線の経営改善を支援し、安全かつ安定した運行維持を図る。

4 貸付期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 30 号

福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等について  
地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日をもって福  
井県市町総合事務組合からこしの国広域事務組合を脱退させ、及び福井県市町総  
合事務組合規約の一部を次のとおり変更すること並びに同法第 289 条の規定に  
より、当該脱退にかかわらず、福井県市町総合事務組合の財産を引き続き同組合  
に帰属させることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

福井県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約  
福井県市町総合事務組合規約（平成 19 年福井県指令市第 9 号）の一部を次の  
ように変更する。

別表第 1 中「こしの国広域事務組合」を削る。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項中「こしの国広域事務組合」  
を削る。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

越前市議会基本条例の一部改正について

越前市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 19 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 川崎 悟 司

越前市議会基本条例の一部を改正する条例

越前市議会基本条例（平成 22 年越前市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（議会モニター）

第 7 条の 2 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させるため、議会モニターを設けるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、議会モニターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第32号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市京町二丁目5番13号

氏 名 河 瀬 信 宏

昭和29年5月22日 生

平成30年3月19日提出

越前市長 奈良俊幸

議案第 33 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市大虫本町第 7 号 2 6 番地

氏 名 中 嶋 曉 美

昭和 27 年 2 月 21 日 生

平成 30 年 3 月 19 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第34号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項  
の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市庄田町第17号5番地の13

氏 名 山 本 隆 徳

昭和27年6月5日 生

平成30年3月19日提出

越前市長 奈良俊幸

議案第 35 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市柳元町第 29 号 9 番地

氏 名 上 道 英 夫

昭和 27 年 7 月 2 日 生

平成 30 年 3 月 19 日提出

越前市長 奈良 俊 幸